恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、住宅建築分野における市産材の需要拡大に伴う森林資源の循環利用の推進及びエネルギー消費性能の向上その他環境負荷の低減に関する性能を有する住宅（以下「省エネ住宅」という。）の普及を促進し、もって温室効果ガスの抑制に資するため、個人が行う自己の居住の用に供する住宅につき市産材を活用した省エネ住宅として新築する際に要する経費に対し、予算の範囲内において､恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　（１）　市産材　市の区域内の山林から森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に照らし手続が適切に行われ、伐採された原木を、製材業者が加工及び出荷した木材のうち、生産及び流通の履歴が明確かつ適正に管理されたものをいう。

　（２）　エネルギー消費性能　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第２条第１号に規定する性能をいう。

　（３）　省エネ基準　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28 年経済産業省令・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

　（交付対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、個人が行う自己の居住の用に供する住宅を新築する者のうち、市産材を住宅の構造部分に使用し、かつ、省エネ基準に適合する住宅として建設するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

　（１）　恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号。以下「排除条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団

　（２）　排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等

　（３）　前２号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者

　（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する住宅を建設する事業とする。

　（１）　建設する住宅の工事において、住宅の柱及び土台を構成する材料の80パーセント以上に市産材を使用する住宅であること。

　（２）　令和４年４月１日以降に交付対象者と市内に本店を有する建築業を営む者との請負契約により建築された住宅であること。

　（３）　国内に新築する一戸建て、かつ、省エネ基準に適合する住宅であること。

　（４）　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第５条に基づく住宅性能表示評価により、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表１に基づき、劣化対策等級（構造体等）が等級２以上に適合するものとして評価された住宅であること。

　（５）　一般財団法人建築環境・省エネルギー機構が認定する気密測定技能者が実施する気密性能試験結果において、相当隙間面積の値が１平方メートル当たりにつき、１平方センチメートル以下と評価された住宅であること。

　（６）　第６条の交付申請をしようとする年度が属する10月31日までに建設が完了した住宅であること

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、新築する住宅１戸当たり20万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、交付対象者が、次のいずれかに該当する住宅を新築する場合は、前項の補助金の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

　（１）　市内に建設する場合　20万円

　（２）　長期優良住宅の普及促進に関する法律（平成20年法律第87号）第７条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けている場合　10万円

　（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

　（１）　別表の左欄に掲げる添付書類

　（２）　市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第２号）

２　前項に規定する交付申請書等の提出の期限は、当該交付申請書等の提出をする日の属する年度の10月31日までとする。

　（交付の決定等）

第７条　市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否について決定し、恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、恵那市えなの木省エネ住宅建設支援事業補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、交付決定者から前項の請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　（２）　第３条第２項のいずれかに該当することが判明したとき。

（３）　前２号のほか、補助対象事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金の返還）

第10条　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第11条　市長は、補助金に関し、必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は当該職員に交付決定者等の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

　（恵那市補助金等交付規則の適用除外）

第12条　この補助金については、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）の規定は、適用しない。

　（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、令和４年４月１日から施行する。